

株式等納税猶予税額の計算書（一般措置用）

被相続人	
経営承継人 (経営承継相続人等・ 経営承継受贈者)	

この計算書は、経営承継相続人等又は経営承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての相続税の納税猶予に係る「一般措置」の適用を受ける場合に納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。
 (注) 1 経営承継相続人等及び経営承継受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2表）において「経営承継人」と表記しています。
 2 非上場株式等についての相続税の納税猶予に係る「特例措置」の適用を受ける場合には第8の2の2表を使用してください。

私は、第8の2表の付表1・付表2の「2 対象非上場株式等の明細」又は第8の2表の付表3の「2 対象相続非上場株式等の明細」に記載した会社の株式（出資）のうち各明細の③欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項、同法第70条の7の4第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第64条第2項又は第7項）の適用を受けます。

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算	
① 経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額	円
② 経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（第1表のその人の③欄の金額）	
③ 経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額（その経営承継人の第1表の(①+②)（又は第3表の①欄）の金額）	
④ 控除未済債務額（①+②-③）の金額（赤字の場合は0）	
⑤ 特定価額（①-④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	,000
⑥ 特定価額の20%に相当する金額（⑤×20%）（1,000円未満切捨て）	,000
⑦ 経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（その経営承継人以外の者の第1表の⑥欄（又は第3表の⑥欄）の金額の合計）	,000
⑧ 基礎控除額（第2表の①欄の金額）	,000,000
⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑦-⑧）	,000
⑩ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥+⑦-⑧）	,000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

⑪ 法定相続人の氏名	⑫ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑬法定相続分に応ずる取得金額 (⑨×⑫) 円	⑭相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。) 円	⑮法定相続分に応ずる取得金額 (⑩×⑫) 円	⑯相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。) 円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑭相続税の総額(⑬の合計額)	00	⑯相続税の総額(⑮の合計額)	00

(注) 1 ⑬欄の「第1表の(①+②)」の金額は、経営承継人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第3表の①欄」の金額となります。また、⑦欄の「第1表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑥欄」の金額となります。
 2 ⑭及び⑯欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 株式等納税猶予税額の計算

① (経営承継人の第1表の(⑬+⑭-⑫))の金額	円
② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額(1の⑭×1の⑤/1の(⑤+⑦))	
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)	
a (②+③-経営承継人の第1表の⑫)の金額(赤字の場合は0)	
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額(1の⑮×1の⑥/1の(⑥+⑦))	
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(④×20%)	
b (④+⑤-経営承継人の第1表の⑫)の金額(赤字の場合は0)	
c 経営承継人の第1表の⑥欄に基づく算出税額(その人の第1表の(⑨(又は⑩)+⑭-⑫))(赤字の場合は0)	
⑥ (①+a-b-c)の金額(赤字の場合は0)	
⑦ (a-b-⑥)の金額(赤字の場合は0)	
⑧ 対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額 (注2参照)	
イ (会社名) に係る株式等納税猶予税額 (⑦×イの株式等に係る価額/1の①)(100円未満切捨て)	00
ロ (会社名) に係る株式等納税猶予税額 (⑦×ロの株式等に係る価額/1の①)(100円未満切捨て)	00
ハ (会社名) に係る株式等納税猶予税額 (⑦×ハの株式等に係る価額/1の①)(100円未満切捨て)	00
⑨ 株式等納税猶予税額(⑦)の金額(100円未満切捨て)(又は⑧の金額の合計額) (注3参照)	A 00

(注) 1 c欄の算式中の「第1表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第1表の⑩」の金額とします。
 2 ⑧欄について、対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等に係る会社が1社みの場合は、⑧欄の記入は行わず、⑦欄の金額を⑧欄のA欄に記入します(100円未満切捨て)。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2 対象非上場株式等の明細」の⑤欄並びに第8の2表の付表3の「2 対象相続非上場株式等の明細」の⑤欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
 3 ⑨欄のA欄の金額を経営承継人の第8の8表2の「株式等納税猶予税額②」欄に転記します。なお、経営承継人が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑨欄のA欄の金額によらず、第8の7表の⑧欄の金額を経営承継人の第8の8表2の「株式等納税猶予税額②」欄に転記します。
 4 この申告が修正申告である場合の⑦欄に記入する金額は、⑦欄の「a-b-⑥」の金額が修正前の当該金額を超える場合には、当該修正前の金額にとどめます(⑧及び⑨欄も同様です。)。ただし、この制度の適用を受ける対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等(期限内申告において第8の2表の付表1及び付表2の「2 対象非上場株式等の明細」並びに第8の2表の付表3の「2 対象相続非上場株式等の明細」に記入した対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等に限りません。)の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときの⑦欄の金額は、当該修正前の金額を超えることができます。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	入力	確認			
---------	----	----	--	--	--